

対象品目:全品目

規範項目

28

農薬飛散(ドリフト)防止対策の実施

規範の必要性や背景

*農薬は適用作物以外に使用してはならないことが法令で義務付けられています。また、適正に使用されない場合、人畜や周辺環境に影響を及ぼす恐れがあります。そのため、周辺への飛散防止対策の徹底が必要です。

取組事項

- 農薬散布は、無風または風の弱い日や時間帯に行う。
- 農薬散布時には、風向きやノズルの向き、散布時間に注意し、飛散の少ない形状の農薬や散布器具を選択して、周辺への飛散防止対策を行う。
- 農薬散布前には、周辺の農作物生産者に対し、使用する農薬等に関する情報提供を行う。
- 住宅地や学校・病院など人の多い場所に近接したほ場で、やむを得ず農薬を使用する場合は、近隣住民や児童の活動する時間を踏まえ、散布する時間帯を設定したり、事前に農薬散布の予定等を知らせるなど、近隣住民へ理解を得るための配慮が必要。また、散布地域に作業員以外が近づかないよう、散布中のカードの表示や、立入禁止の表示を行うことが必要。

解説

- ・ほ場に散布された農薬のうち、一部は作物に付着せずに土壤に落下しますが、地上に達するまでの間に風に流されて、ほ場周辺に飛散します。飛散した農薬が適用外の作物や収穫直前の作物等に付着したり、公共用水や河川に混入すると残留農薬事故につながる恐れがあります。そのため、散布者の責任において、農薬の周辺への飛散を最小限に抑えなくてはなりません。
- ・同じ散布条件下でも噴霧粒子径が小さいほど飛散しやすいため、慣行ノズルより噴霧粒子径を大きくした飛散低減ノズルが開発されており、飛散低減に有効です(図)。
- ・散布圧力が高いと粒子径が小さくなり、農薬が飛散しやすくなるので、散布圧力を適正範囲に調整しましょう。
- ・剤型の違いも薬剤の飛散状況を大きく左右します。粉剤は粒子径が小さく、最も飛散しやすい剤型であり、散布には細心の注意が必要です。一部の水稻用薬剤では極めて飛散しにくく、散布者の被ばく量も大幅に低減された「微粒剤F」が開発されています。
- ・隣接ほ場との境界やほ場周辺に緩衝地帯を設け、ソルゴーなどの障壁作物や多目的防災網を設置することで、飛散が低減されます。

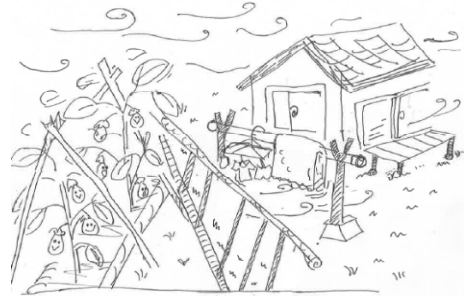
【良い事例】

なす農家のAさんの畑は住宅地の中にあります。農薬散布日には、お知らせの看板をたて、畑の周囲に障壁作物（ソルゴー）を栽培し、農薬飛散防止を図っています。また、農薬散布器具にはドリフト低減ノズルをつけていますが、風の強い日には散布は行いません。



【悪い事例】

なす農家のBさんは、動力噴霧器で農薬散布を行います。隣家と近いのですが障壁作物（ソルゴー）等はなく、風が強めに吹いている時に散布を行いました。隣家の庭には洗濯物が干してありましたが、Bさんは忙しいからと散布を知らせておらず、隣家では、もう一度洗濯し直しました。



●空中散布の注意事項

有人ヘリコプターや無人ヘリコプターによる空中散布の実施にあたっては、下記の指針等を踏まえ、実施計画や作業地図の作成、事前周知の徹底、現地確認や標識の設置など、十分な危被害防止対策を行ってください。

- ・農林水産航空事業の実施について
（平成13年10月25日付け13生産第4543号
農林水産事務次官依命通知）
- ・無人ヘリコプター利用技術指導指針
（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号
農蚕園芸局長通知）
- ・茨城県無人ヘリコプター適正利用指導要領
（平成6年7月18日付け茨城県農林水産部）
- ・農林水産航空事業等実施方針
（茨城県農林水産航空事業対策協議会）



図 飛散防止対策の例

出典：農薬の流出防止技術の紹介（環境省）

◆参考情報

- ・農薬飛散（ドリフト）低減対策に関する情報（農林水産省HP）
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g.nouyaku/>

◆関連法令等

- ・農薬を使用するものが遵守すべき規準を定める省令（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211f.html
- ・住宅地における農薬使用について（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/index.html
- ・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000819.html